



月光川

広報第114号
令和3年5月1日発行

発行所 月光川土地改良区
責任者 理事長 石垣敏勝
遊佐町遊佐字京田36番地
☎代72-3131 FAX72-3142
gakkogawa@sanae.or.jp
HP: <http://www15.plala.or.jp/gakkogawa/>



令和2年度通常総代会が去る3月15日に庄内みどり農協遊佐支店を会場に開催され、総代定数40名中37名が出席され、議長には第三区の高橋逸亮総代を選任、議決案件十

令和2年度通常総代会開催 全議案原案通り可決

令和2年度通常総代会が行われ、理事及び監事とも、選挙すべき役員数と立候補者数が同数であったため、投票は行われませんでした。選挙会において立候補者全員の当選が決定され、

六件について慎重な審議が行われ、全議案が原案どおり可決されました。また、任期満了による役員総選挙が行われ、理事及び監事とも、選挙すべき役員数と立候補者数が同数であったため、投票は行われませんでした。

◇事務所改修に800万円計上していますが、あくまでも事務所の悪いところだけ改修するものですか。また、事務所を建て替える予定はありますか。
(高橋正樹総代)



総代からの質問

総代会に対し選挙管理者の本間三喜弥総代から当選人の報告がありました。

◇当地区では農業従事者の高齢化、過疎化が進んでいます。このような状況をどうお考えですか。また、未採択地区の今後の事業の予定について教えてくださいませんか。
(佐藤清一総代)

◇事務所改修に800万円計上していますが、あくまでも事務所の悪いところだけ改修するものですか。また、事務所を建て替える予定はありますか。
(理事長)



◇当地区では農業従事者の高齢化、過疎化が進んでいます。このような状況をどうお考えですか。また、未採択地区の今後の事業の予定について教えてくださいませんか。
(理事長)



就任にあたって

理事長 石垣 敏勝

新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。また、日頃より当土地改良区の事業について、特段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の任期満了に伴う役員選挙において、引き続き理事長に就任いたし、決意も新たに誠心誠意努力してまいりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。さて、土地改良法の改

正により、総代選挙が初めて土地改良区管理で行われ、無投票により40名の総代が当選されました。これから、4年間の任期となりますが、総代会は本土土地改良区の最高決議機関でありますので、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

次に管内の農地整備事業について、杉沢前田地区、当山I期地区並びに大楯地区と順調に工事を進めており、今年度畑地区も採択予定であります。

すが、引続き調査地区も含め事業を推進したいと考えております。そのほか、今年度の維持管理工事も計画どおり、工事発注を行い、万全な用水対応ができるよう、補修工事を実施しております。

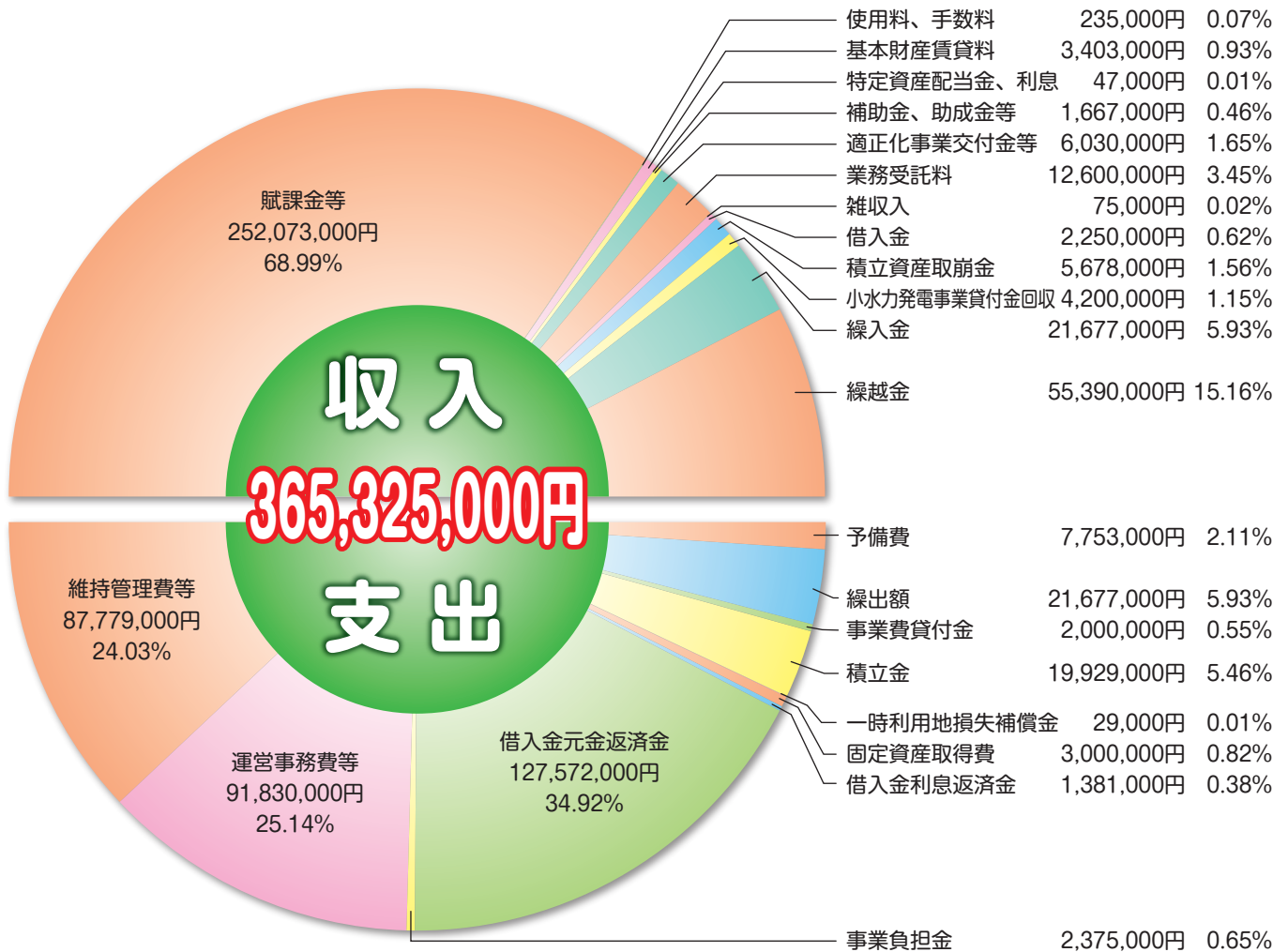
今後とも業務の効率化を図り、組合員負担の軽減に努め、土地改良事業が順調に進捗するよう、努力してまいりますので、組合員の皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。



令和3年度 予算の概要

一般会計

令和3年3月15日開催 通常総代会議決



(単位：円)

事業地区名	収支予算額
一般会計	162,082,000
県営月光川地区かんがい排水事業	43,705,000
県営月光川左岸地区ほ場整備事業	31,305,000
県営月光川右岸地区・上流地区ほ場整備事業	22,256,000
県営高瀬川地区・洗沢川地区ほ場整備事業	40,951,000
県営月光川下流地区ほ場整備事業	29,340,000

事業地区名	収支予算額
県営たら林地区ほ場整備事業	3,984,000
県営杉沢前田地区ほ場整備事業	3,340,000
県営当山・畑地区ほ場整備事業	19,371,000
県営大楯地区ほ場整備事業	3,138,000
中山間地区維持管理事業	5,853,000
合計	365,325,000

特別会計

(単位：円)

会計名	収支予算額
小水力発電事業	13,001,000

総代の紹介

任期 3・3・3から
7・3・2まで

第一選挙区



十日町
三浦 繁雄



岡田尻引
土門 正治



上長橋
高橋 正樹



平津
榊原 藤広



杉沢北
今野 一彦



増穂
齋藤 正宏



下藤崎一
今野 主良



中藤崎
兵藤 和雄



服部
石垣 万寿博



大井
土門 清



大楯
齋藤 誠喜



野沢上
高橋 力



袋地
白崎 靖



岩野
堀 秀徳



藤井
阿部 浩

第二選挙区



西宮田
高橋 良一



江地
石垣 雅春



中吉出
小松 正志



上吉出
佐々木 幸悦



下野沢
佐々木 睦



京田
阿部 俊雄



野沢下
佐藤 清一



野沢中
齋藤 悦郎



丸子
太田 幸弥



富岡
小田原 慶三



北宮田
石垣 嘉一



西宮田
石垣 甚悦



楸島
今井 茂



漆曾根
堀 賀多志

第三選挙区



下当下
佐藤 健悦



下当上
菅原 義陽



丸子
金子 雄一



北目
高橋 逸亮



畑
本間 三喜弥



箕輪
三ツ橋 正克



落伏
鈴木 寿一



菅野
本間 清悦



升川
土門 正昭



中山
菅原 誠



山崎
高橋 譲

令和3年度 一般会計の賦課額

～納期までに納付して下さい～

(単位：円/10a)

会 計 名		賦課額	内 容		納 期
			事業賦課金	償還金	
一般 会計	経常賦課金	3,800			5月28日(金)
	県営月光川地区かんがい排水事業	2,510	1,400	1,110	10月29日(金)
	県営月光川左岸地区ほ場整備事業	5,150	400	4,750	
	県営月光川右岸・上流地区ほ場整備事業	8,300	400	7,900	
	県営高瀬川・洗沢川地区ほ場整備事業	9,680	350	9,330	
	県営月光川下流地区ほ場整備事業	10,260	300	9,960	
	県営たら林地区ほ場整備事業	6,700		6,700	
	中山間地区維持管理事業	200	200		

経常賦課金は前年度と同額。

ほ場整備事業区域内の畑は上記賦課額の80%負担。

月光川右岸・上流地区内の字松葉については、上記賦課額の償還金については45%の負担。

月光川下流地区内の字うるしそねについては、上記賦課額の償還金については33.6%の負担。

令和3年度 決済金について

土地改良区区域内の田、畑を転用して地区除外する場合は、農地転用等の申請書並びに地区除外申請書の提出が必要です。関係地区の総代と現地調査の上、転用に対する意見書を交付します。その際、維持管理分と未償還金を決済金として納入していただくこととなります。

土地改良区に申請を行わずそのままにしておくと、翌年度も賦課を課せられますのでご注意ください。

(単位：円/10a)

	維持管理分	未 償 還 金			
		事 業 会 計 名	田	畑	
決 済 金	38,000 〔経常賦課金の10ヵ年分〕	県 営	月光川地区かんがい排水事業	1,280	
			月光川左岸地区ほ場整備事業	8,400	6,720
			月光川右岸地区・上流地区ほ場整備事業	17,100 字松葉 7,695	13,680
			高瀬川地区・洗沢川地区ほ場整備事業	20,250	16,200
			月光川下流地区ほ場整備事業	31,000 字うるしそね 10,416	24,800
			たら林地区ほ場整備事業	4,300	3,440

令和2年度の事業紹介



土地改良施設維持管理適正化事業 (丸子揚水機場取水ゲート)

造成以来26年が経過し、経年劣化によるひび割れや腐食が原因の異常が発生し、取水ゲートの開閉に支障が生じているため、巻上機の交換を実施しました。

- ・総事業費 5,049,000円
- ・事業負担率 国30%、県30%、
町4%、地元36%

取水ゲート巻上機据付状況

令和3年度の主な事業予定



土地改良施設維持管理適正化事業 (北目堰頭首工超音波流量計)

造成以来30年が経過し、経年劣化に伴う流量計の故障により、本管流量値を確認できず支障があるため、超音波流量計の交換を実施します。

- ・予定事業費 7,000,000円
- ・事業負担率 国30%、県30%、
町4%、地元36%

本管に設置されている超音波流量計



県営農地整備事業

- ◇ 令和3年度 面工事地区
 - ・杉沢前田地区 (5.8ha)
 - ・当山I期地区 (11.2ha)
 - ・大楯地区 (4.8ha)
- ◇ 令和3年度 実施採択地区

農地中間管理機構関連農地整備事業

 - ・畑地区 (35.3ha)

杉沢前田地区 (令和2年度施工地)

滞納賦課金は新しい権利者が負担

滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新しい組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。売買する場合は、滞納賦課金があるかどうか、事前に土地改良区へ確認をお願い致します。

未収賦課金対策について

未収賦課金については、これまでも分割納入等により徴収に努めておりますが、長期滞納者については、山形県知事より滞納処分認可を受け、差押え等の強制執行を行うこととなりますので、早期に納入くださるようお願い致します。

賦課金徴収にご理解を

土地改良区は組合員から納めていただく賦課金で運営されております。賦課金は公租公課にあたり、組合員には納入の義務があります。賦課金の未納がありますと、借入金の償還がなくなるなど健全な運営に支障が生ずるだけでなく、他の組合員にも迷惑をかけることとなります。納期まで納入できない方は、総務課までご相談ください。

GW期間中の対応について

水が出ない、水圧が弱い、給水栓の破損の連絡は、

090-9037-4923

に電話してください。

当番職員が対応します。ただし、給水栓の破損については、業者さんの修理日が決まっているため、即日の修理が出来ない場合は、仮復旧で対応させていただきます。

総代永年勤続表彰

任期満了に伴い今期で勇退されました箕輪の石垣政幸さんに本区褒賞規程により感謝状と記念品を贈呈いたしました。

3期12年、長年にわたり土地改良事業に尽力いただき心から感謝申し上げます。



こんなときは必ず届出を

次の場合は土地改良区への届出が必要です。

- (1) 組合員の変更をしていただく場合
 - 農地の売買、交換、贈与等を行なったとき。
 - 貸借権の設定、解除の際に組合員を変更するとき。
 - 農業者年金の受給などのため経営を移譲したとき。
 - 組合員が亡くなられたとき。
- (2) 組合員の住所変更や口座振替の場合の名義変更または口座番号を変更したとき。
- (3) 土地改良区管理施設を他の目的に使用するとき。
- (4) 農地を転用するとき。
- (5) 公共事業等で農地が買収されたとき。
- (6) 經常賦課金を耕作者が納付するとき。

經常賦課金の耕作者納付を希望される方は、所有者と耕作者が合意の上で、農用地利用集積計画書の写しを添付して、土地改良区まで申請をお願いします。

尚、耕作権を解約した時、更新しない時は、届け出をお願いします。

(4)と(5)は、地目変更となるため決済金を納めていただくこととなります。

詳細は、土地改良区までお問い合わせください。(☎72-3131)

表紙の説明 「七曲堰」

平成7年の県営洗沢川地区ほ場整備事業により農業用水路としての役割が終わり、現在、鮭の孵化事業に使用されています。

かつて、清流牛渡川から取水された用水は、七曲、小谷地のほ場を潤し、吹浦の住宅地を縫うように流れていました。遊歩道を進むと「丸池様」に通じています。

あ と が き

水が張られていた田んぼが、もう少しすると緑色に変わろうとしています。遊佐町も高速道路や令和5年にスタートする新遊佐小学校と大きく変わろうとしています。農業では、杉沢前田地区から始まっている基盤整備には大きな期待がかかっています。

人口減少・高齢化・後継者不足と問題は山積みですが、みんなで助け合いながら頑張っていきたいと思います。

ひとり言ですが、電話をすると、空飛ぶ自動車に乗って、AIを積んだロボット人間が農作業の手伝いにこないかなあ(高橋委員)